

《学校体育施設開放利用案内》

1 〔登録団体になるには〕

- (1) 津島市内に在住、在勤又は在学している者の人数が10名以上で構成されたグループ、団体であること。
- (2) 登録申請者は、全員「スポーツ安全保険」等に参加していること。
- (3) 利用責任者を1名、責任者代理1名を置くこと。(いずれも成人の方)
- (4) 登録申請者は、アマチュアであること。

2 〔登録団体と認められない場合〕

- (1) 虚偽の申請に基づいて登録をした事実を発見したとき。
- (2) 教育委員会が指定した目的以外で、不法に体育施設を利用したとき。
- (3) 営利を目的として利用する場合。
- (4) その他、登録団体として不適格と認められたとき。

3 〔登録方法〕

学校体育施設利用登録申請書(様式1号)及び学校体育施設利用に係る誓約書(様式6号)を記入のうえ、登録メンバー表を添付し、社会教育課に提出してください。

登録が認められた場合は、学校体育施設利用登録証(様式2号)を発行します。

4 〔登録団体としての有効期間〕

学校体育施設利用登録証交付日から年度末(3月末日)まで。ただし、前年度登録団体はこの限りではありません。

5 〔利用方法〕

- (1) 利用希望日の前月の20日(20日が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする)までに利用申込書(様式4号)を提出してください。利用希望日の前々月11日(11日が閉庁日の場合は、その後の開庁日とする)から申込みことができます。
- (2) 利用許可後、利用日の前月末までに学校体育施設利用登録申請書(様式1号)に記載のメールアドレスに、スマートロックの暗証番号を1か月分まとめて送付します。
- (3) 体育館及び運動場の利用は、市スポーツ振興協力団体(スポーツ協会加盟団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ)を優先します。
- (4) 体育館及び運動場の利用は、1週間に1回(早朝、午前、午後、夜間のいずれか)以内とします。(早朝の利用区分は運動場のみ適用されます。)ただし、開放日に空きがある場合は、1週間に2回まで利用できますが、他の学校への移動はできないものとします。
- (5) 学校行事等に支障のない場合に「利用許可証」(様式5号)を発行します。ただし、許可証発行後に学校等に支障が生じた場合は、変更または中止する場合があります。
- (6) 利用料金は下記のとおりです。中学生以下の者が総人数の過半数を占めるグループ、団体を子ども団体、その他のグループ、団体を大人団体とします。

体育館 ●大人団体 1回1,040円 ●子ども団体 1回520円

運動場 無料(ナイター使用を除く)

《ナイター使用料》 ●大人団体 2時間6,600円 ●子ども団体 2時間3,290円

スポットエアコン ●午前 1台180円 ●午後及び夜間 1台120円

6 〔体育施設及び運動種目〕

別紙一覧表のとおりです。これ以外の種目や時間帯は、利用できません。開放時間内での利用となります。

7 〔利用責任者の義務〕

- (1) 利用責任者または責任者代理は、利用実績報告書に活動日ごとの利用人数等を記入し、利用月の翌月末までに教育委員会へ報告書を提出してください。(管理指導員がいる学校は、指導員へ人数等の報告をしてください。)
- (2) 許可を受けた後、都合により利用しなくなった場合は、**利用の7日前まで(7日前が閉庁日の場合は、その前の閉庁日までとする)**に連絡をしてください。やむを得ず急遽、活動を中止する場合は、すみやかに社会教育課へ連絡してください。時間外または閉庁日の場合、翌閉庁日に社会教育課へ連絡をお願いします。(管理指導員がいる学校は、時間外または閉庁日の場合、すみやかに管理指導員へ連絡し、翌閉庁日に社会教育課へ連絡をお願いします。)

※学校体育施設を利用するにあたり下記の注意事項を必ず遵守してください。

8 〔利用の注意事項〕

- (1) 教育委員会及び管理指導員の指示には必ず従うこと。
- (2) 学校敷地内(駐車場も含む)は全て禁煙。
- (3) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (4) 車・自転車は所定の場所に駐車し、路上駐車は、絶対にしないこと。
- (5) 子どもだけでの利用はしない。必ず指導者が責任をもって管理すること。
- (6) 体育館内での飲食は禁止(水分補給用は除く)。ペットボトル等は必ず持ち帰ること。
- (7) 学校の器具・備品等、活動で必要な物以外は使用しないこと。
- (8) 体育館の舞台にはのらないこと。
- (9) 利用後は体育館清掃(モップがけ)、グラウンドの整備(トンボかけ)を必ず行うこと。
- (10) トイレを汚した場合は清掃し、きれいに使用すること。
- (11) 近隣に迷惑がかかる行為等(大声を出す・騒ぐ)はしないこと。
- (12) 電気の消灯、扉・窓の施錠を確認し、学校門は必ず閉めること。
- (13) 利用時間は厳守し、すみやかに退去すること。

※上記、注意事項が守られない団体は、いかなる理由があっても、通告した翌月から3ヶ月間は学校体育施設開放の利用ができません。

9 利用を禁止する場合

- ・利用する施設が災害時の避難場所に指定された場合、もしくは指定される見込みがある場合、利用を禁止します。
- ・特別警報が発表された場合、及び、解除後も安全が確認できるまでは使用を禁止する。
- ・利用区分時間の2時間前までに暴風警報が解除されない場合、利用を禁止します。また利用中に暴風警報が発令された場合は速やかに利用を中止して施設から退避してください。
- ・冬季の利用については大雪警報が発令されている場合、利用を禁止します。また、路面等が凍結して危険性がある場合も、利用を控えてください。

10 その他

- ・不幸にして事故がおきた場合は、まず安全のための措置を講じてから、教育委員会、管理指導員等に連絡をしてください。施設の破損または破壊の場合も同様です。賠償責任保険等必要な手続きは、各団体で行っていただきます。

※学校敷地内(駐車場含む)でのトラブルはすべて当事者間で解決してください。学校及び社会教育課は責任を負いません。

◎活動する体育館およびグラウンドは、学校の協力により利用できる大切な施設です。適切な利用をしていただきますようお願いいたします。